

## 4 一抜け方式について

### (1) 概要

「一抜け方式」とは、競争入札に付す一定の条件を満たす複数の工事等（WTO政府調達協定の適用対象工事等を除く。）を同時に発注する場合において、あらかじめ定めた開札順序により、先に落札者となった者のしたその後の入札を無効とし、他の応札者から落札者を順次決定する入札方式をいいます。

#### 一抜け方式のイメージ

《従 来》

- ・入札スケジュールが同一、発注工種（建設業の種類）が同一
- ・総合評価の型式、テーマ、評定点の算定方法が同一

工事（その1）	工事（その2）	工事（その3）
技術テーマ A	技術テーマ A	技術テーマ A

- ・応札可能者数については、工事毎に規程の応札可能者数を確認
- ・競争参加者が3工事全て参加する場合は、3つの技術提案、3人の配置予定技術者が必要



《一抜け方式》

工事（その1） 開札順 1番目	工事（その2） 開札順 2番目	工事（その3） 開札順 3番目
技術テーマ A		

- ・応札可能者数については、[規程の応札可能者数 + 工事数] - 1 以上を確認
- ・競争参加者が3工事すべて参加する場合でも、1つの技術提案、1人の配置予定技術者で可能

#### 一抜け方式の開札イメージ（一般競争入札の例）

工事（その1） 開札順 1番目	工事（その2） 開札順 2番目	工事（その3） 開札順 3番目
技術テーマ A		

	工事（その1）	工事（その2）	工事（その3）
A社	1位 落札決定	3位 無効	1位 無効
B社	2位	1位 落札決定	3位 無効
C社	—	2位	2位 落札決定
D社	3位	—	4位

## (2) 対象案件

各発注者において、次に掲げる全ての要件に該当する複数の工事等について、一抜け方式の対象案件とすることができます。

- ア 同一の発注機関により発注される案件であること。
- イ 同一日に入札公告を行い、かつ同一日に開札する案件であること。
- ウ 発注工種（落札者に求める許可を受けた建設業の種類。以下同じ。）又は発注業種が同一の案件であること。
- エ 入札参加資格要件が同一の案件であること。
- オ 総合評価方式にあつては、総合評価の方法、価格以外の評価点の算定方法が同一の案件であること。
- カ 応札可能業者数が対象工事等全体で[規程の応札可能者数+工事等の数-1]以上見込まれること。

## (3) 特長

- 同時発注の場合、これまで1件の工事等にしか入札に参加できなかったが、複数の工事等の入札に参加できます。（複数の工事に対し同一の技術者で申請）
- 一般競争入札では、同一の入札参加資格要件及び評価項目（総合評価方式の場合）となることから、複数の工事等に対し入札参加資格申請及び技術資料の提出は一つで済みます。
- 入札参加者は、入札に参加する工事等の選択も可能です。（すべての工事等に参加しても、特定の工事等のみに参加してもかまいません。）

## (4) 主な流れ（一抜け方式）

- ① 参加を希望する一般競争入札の公告を確認します。一抜け方式適用であること、その他の一抜け方式の対象工事及び開札順が公告文に明記されています。
- ② 電子入札システムにアクセス（以下 i、ii はシステム上の作業です）。
  - i 条件を選択し調達案件を選別
  - ii 申請書と資格確認資料を提出

### ➤ 電子入札システムにより提出する場合

参加を希望する工事のうち開札順が1番早い工事のみ、申請書と資格確認資料を提出するものとし、その他の参加を希望する工事については、「別紙（建設工事等に係る一抜け方式入札実施要領 第5条（3）」のみ提出します。

申請書は、「一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書（別記第3号様式その3（一

抜け方式・単独)) (又は、別記第3号様式その4 (一抜け方式・共同企業体)) を使用してください。

契約書などの印のついているものは、スキャナーで読み取り電子ファイルとしてください。

また、添付できるファイル数は1個まで、添付ファイルの最大容量は10.0MB (合計最大容量) までです。「一般競争入札(事後審査Ⅱ型)参加資格確認申請書(別記第3号様式)」及び資格確認資料については、1つのファイルとしてまとめたうえで提出してください。

各書類の表紙への押印は不要です。

#### ➤ 資格確認資料を郵送又は託送により提出する場合

資格確認資料が所定のファイル容量で収まらない場合は、参加を希望する全ての工事に電子入札システムにより「一般競争入札参加資格確認申請におけるシステム添付書」のみを提出し、電子入札システムから出力した「一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書」を印刷します(必須)。システム添付書の提出が無い場合は、その後の電子入札システムによる手続きが行えないため必ず提出が必要です。

「一般競争入札参加確認申請書受信確認通知書」を添えた申請書及び資格確認資料(各書類の表紙への押印は不要です。)を、発注機関に郵送又は託送(書留郵便等、記録が残るものに限る)により提出します。持参又は電送(ファクシミリ等)によるものは受け付けません。

- ③ 電子入札システムにより工事毎に「競争入札資格確認通知書」が発行されるので受領します。なお、この通知は、事後審査Ⅱ型において、電子入札システム上、入札に参加するための処理として通知したものであり、入札参加資格を確認したものではありません。
- ④ 入札期間中に参加を希望する工事の電子入札(工事内訳書添付)を行います。総合評価方式の場合は、同時に、技術資料を提出します。なお、技術資料の中に工事費内訳書を添付して提出した場合、入札は無効となりますのでご注意ください。

#### 《総合評価方式の場合》

##### ➤ 電子入札システムにより提出する場合

原則、技術資料は、電子入札システムにより提出します。ただし、参加を希望する工事のうち開札順が1番早い工事のみ、技術資料を提出するものとし、その他の参加を希望する工事については、「別紙(建設工事等に係る一抜け方式入札実施要領 第5条(3))」のみ提出します。

技術資料については、公告及び「千葉県総合評価方式ガイドライン」を確認してください。添付できるファイル数は1個まで、添付ファイルの最大容量は10.0MB(合計最大容量)

までです。

➤ **技術資料を郵送又は託送により提出する場合**

技術資料が所定のファイル容量に収まらない場合は、参加を希望する全ての工事に電子入札システムにより「一般競争入札(事後審査Ⅱ型)参加資格確認申請におけるシステム添付書」のみを提出し、電子入札システムから出力した「技術資料・入札書受審確認通知」を印刷します(必須)。

「技術資料・入札書受審確認通知」を添えた技術資料一式(各書類の表紙への押印は不要です。)を、発注機関に郵送又は託送(書留郵便等、記録が残るものに限る)により提出します。持参又は伝送(ファクシミリ等)によるものは受け付けません。

- ⑤ 予め定めた順に開札します。開札後、電子入札システムで「保留通知書」を受領します。

⑥ 《価格競争方式の場合》

予定価格の範囲内かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、発注者が落札候補者の入札参加資格を審査し、資格があると認められた場合、当該落札候補者を落札者とします。

《総合評価方式の場合》

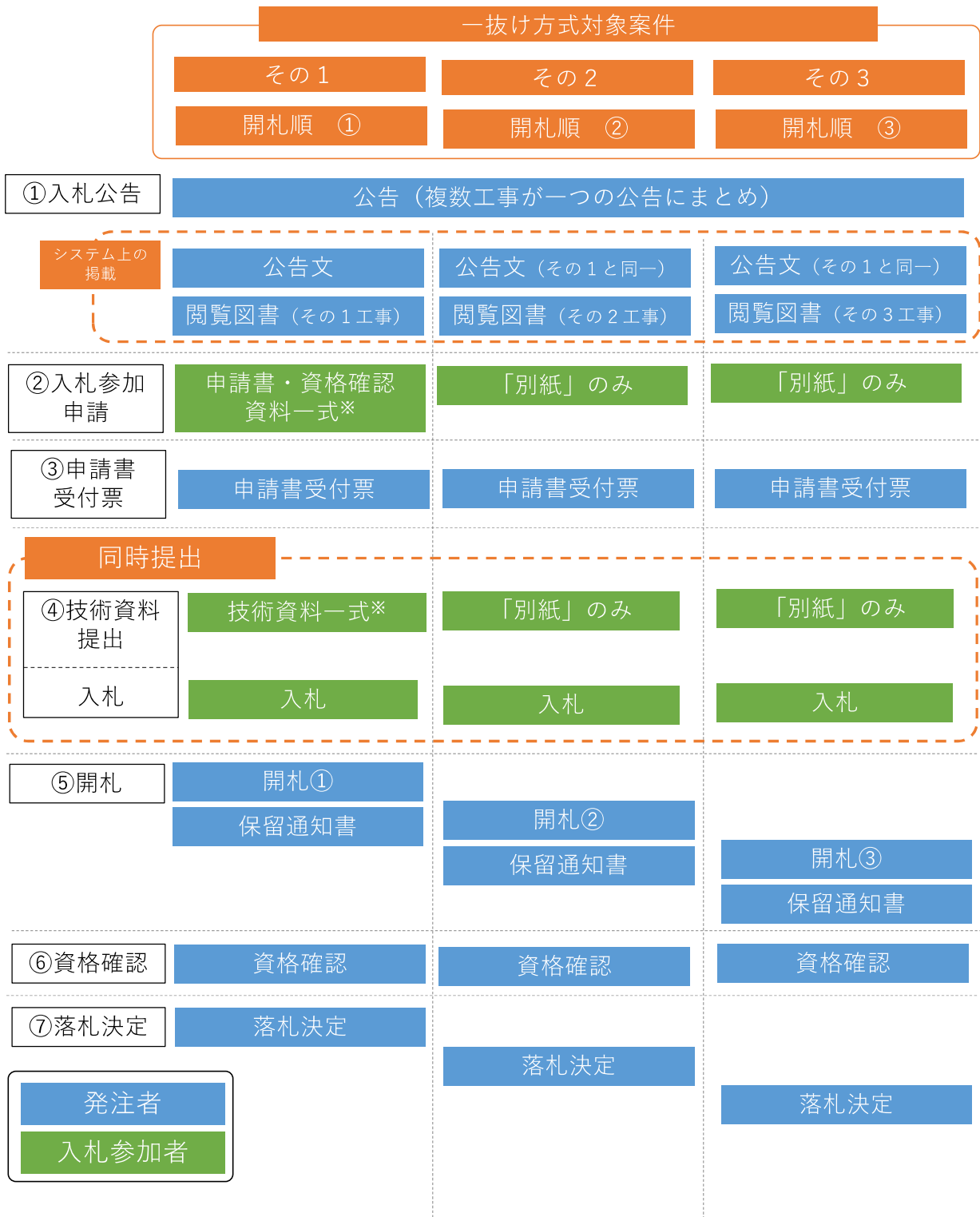
予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、価格と技術評価点から算出する評価値の最も高い者を落札候補者とし、発注者が落札候補者の入札参加資格を審査し、資格があると認められた場合、当該落札候補者を落札者とします。

※落札候補者が二人以上あった場合は、くじを実施して、落札候補者及び落札候補者以外の入札者の順位を決めます。

- ⑦ 落札者を決定する順位は、原則として開札順に行い、落札者となった場合、落札者決定通知が発行されます。(電子入札システムにより入札参加者全員に落札者決定通知が発行されます。)

**その他の取扱いについては、通常の一般競争入札(事後審査Ⅱ型)と同様です。**

■一般競争入札（一抜け方式）手続きフロー 【総合評価方式の場合】



※ 申請書、資格確認資料及び技術資料については、参加を希望する工事のうち、開札順の一番早い工事に提出する。